

災害共済給付の手続きについて

この度の災害につきまして、日本スポーツ振興センターへ給付金の申請をご希望される場合には、お手数ですが下記の書類を学校（担任または保健室）へご提出ください。

申請に必要となる用紙

1	医療等の状況 別紙3（1）	治療を受けた医療機関で記入していただく用紙です。月ごとに1枚必要です。接骨院・整骨院へ受診された場合は別紙3（3）の用紙になります。
2	調剤報酬明細書 別紙3（7）	医師の指示により院外処方された場合、調剤薬局で記入していただく用紙です。月ごとに1枚必要です。
3	けがの状況	傷病の発生状況等について、保護者または本人が記入する用紙です。
4	振込依頼書	給付金の振込先を保護者が記入する用紙です。 ※申請方法についての詳細が記載されていますので、ご確認ください。

◆「1 医療等の状況」「2 調剤報酬明細書」について◆

- ①受診した医療機関（整形外科・接骨院）と調剤薬局へ用紙を持参してください。複数の医療機関を受診した場合は、それぞれの医療機関毎に証明を受けてください。
- ②月毎に1枚記入していただく形となります。治療が複数月にかかり、用紙が足りない場合は、保健室までお知らせください。
- ③その場ですぐに証明できない場合や文書料（保護者負担）が必要な場合があります。確認してから依頼するようにしてください。

申請にあたっての注意点

- ①災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって無くなります。
- ②日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の申請をされる場合には、医療機関等では「マル親医療証」や「マル子医療証」を使わずに受診してください。給付対象は健康保険法に基づく医療費総額が500点（目安として保険証を提示して窓口で支払う自己負担額が1,500円以上）の場合です。
- ③同一災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われません。
- ④治療の継続中に進学や転校等がある場合は、学校間で引き継ぎの手続きが必要になります。治療の経過については、書面で学校へお知らせください。

給付金の支給について

- ①書類の提出後、給付（または不支給）の決定まで3ヶ月程度かかります。
- ②給付については日本スポーツ振興センターが審査・決定しますので、給付の可否や金額について、学校及び教育委員会ではお答えできません。ご了承ください。

どうぞお大事になさってください。 保健室